

大阪府公安委員会規則第16号

大阪府道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月24日

大阪府公安委員会
委員長 栗原 宏武

大阪府道路交通規則の一部を改正する規則

大阪府道路交通規則（昭和35年大阪府公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条中「以下同じ。」を削る。

第11条を次のように改める。

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第11条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物（積載装置を備える自転車及び自転車により牽引されるリヤカーの積載物に限る。以下この条において同じ。）の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 2輪の自転車の乗車人員は1人を、3輪の自転車の乗車人員はその乗車装置（幼児用座席を除く。）に応じた人員を超えないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 16歳以上の運転者が幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を幼児用座席に乗車させる場合
 - イ 16歳以上の運転者が幼児2人を幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合
 - ウ 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合（イに該当する場合を除く。）
- (2) 2輪又は3輪の自転車以外の軽車両の乗車人員は、その乗車装置に応じた人員を超えないこと。
- (3) 積載物の重量は、積載装置を備える自転車にあっては30キログラムを、自転車により牽引されるリヤカーにあっては120キログラムをそれぞれ超えないこと。
- (4) 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。
 - ア 長さ 積載装置の長さ^{けん}に0.3メートルを加えたもの
 - イ 幅 積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの
 - ウ 高さ 2メートルから積載をする場所の高さを減じたもの
- (5) 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。
 - ア 積載装置の前後から0.3メートルを超えてはみ出さないこと。
 - イ 積載装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。